

令和3年9月24日  
道路局 路 政 課  
環境安全・防災課  
企 画 課

## 沿道区域における届出・勧告制度と防災拠点自動車駐車場制度の運用の詳細を決定しました

今通常国会で成立した踏切道改良促進法等の一部を改正する法律（令和3年法律第9号）により改正された道路法に創設された「沿道区域における工作物の届出・勧告制度」と「防災拠点自動車駐車場制度」について、制度運用の詳細を定める政省令が公布されました。

### 1. 概要

＜踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令関係＞

沿道区域の指定基準や防災拠点自動車駐車場における占用物件等を定める政令が、9月17日に閣議決定され、9月24日に公布されました。

※ 政令の内容は9月17日発表のとおり ([https://www.mlit.go.jp/report/press/road01\\_hh\\_001491.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001491.html))

＜道路法施行規則等の一部を改正する省令（整備省令）関係＞

#### ①沿道区域における工作物の届出・勧告関係

届出対象区域を指定する際の公示事項、届出対象区域において工作物の設置に関する行為をする際の届出事項、届出書の様式及び添付資料を定めます。

また、届出を要しない行為として、「工作物の撤去、点検、修繕又は改良のために必要な臨時の工作物を設置する行為」及び「工作物の倒壊を防止するための行為」を定めます。

#### ②防災拠点自動車駐車場関係

防災拠点自動車駐車場を拠点として実施される広域災害応急対策の内容として、「緊急輸送の確保」、「被災者の救難、救助」、「施設及び設備の応急の復旧」等を定めるとともに、災害応急対策施設管理協定の公告等の事項を定めます。

＜道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令（標識令）関係＞

防災拠点自動車駐車場の入口及び防災拠点自動車駐車場の必要な地点に、当該駐車場の利用の禁止又は制限の対象とならない車両を明らかにした道路標識を設けることができるよう、「広域災害応急対策車両専用」の標識（右図）を新たに定めます。



### 2. スケジュール

公布日：令和3年9月24日（金） 施行日：令和3年9月25日（土）

問い合わせ先 国土交通省 代表番号：03-5253-8111 FAX：03-5253-1616

省令全般について：道路局 路 政 課 山内、原田、水田、田原

（内線：37333、37334 直通：5253-8480）

整備省令①関係：道路局 環境安全・防災課 荒谷、古谷

（内線：38272、38121 直通：5253-8495）

整備省令②関係：道路局 企 画 課 神田、田中

（内線：37552、37558 直通：5253-8593）

標識令関係：道路局 企 画 課 石川、中川

（内線：37562、37554 直通：5253-8593）